

今月の税務トピックス

(新型コロナウイルス感染症等の拡大に伴う
納税猶予の特例の創設)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、国税通則法その他の国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下単に「臨時特例法」といいます。）が成立し、令和2年4月30日から施行されています。

本稿は、臨時特例法で創設された新型コロナウイルス感染症等の拡大に伴う国税の納税の猶予の特例の概要とその留意点について解説します。

I 制度の概要

1 適用要件

新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月1日以後における一定の期間（1月以上の任意の期間）において納税者の事業等に係る収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減少）があったことその他これに類する事実があった場合において、納期限が同日以後に到来する国税を一時に納税することが困難であると認められるときには、税務署長等は、納税者から納期限までに「徴収猶予申請書^①」による申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その納税を猶予することができます。

この場合において、担保の提供は不要とされ、猶予を受けた国税の延滞税は全額免除されます（臨時特例法3、臨時特例令2^①）。

なお、地方税についても同様とされます（新地方税法附則59）。

2 手続規定

「一時に納税をすることが困難と認められるか否か」の審査に当たっては、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど納税者の置かれた状況に配慮し適切な対応を行うこととされます。また、収支状況等を示す書類の提出が難しい場合には口頭による説明を認めるなど柔軟な運用を行うこととされます。

このうち、収支又は財産状況を示す書類の提出とは、次に掲げる書類とされます（臨時特例法3^①、臨時特例令2^②）。

- ① 財産収支状況書^③（新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類）
- ② 財産目録^④（財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類）
- ③ 収支の明細書^⑤（猶予を受けようとする日以前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書

類）

II 実務上の留意点

1 事業等に係る収入

基本的には納税者の経常的な収入となりますので、法人であれば売上高が、個人であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入とされます。なお、個人の「一時所得」などは、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと思われまますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

2 適用対象者

フリーランスを含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象とされます。

また、パート及びアルバイトを含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象とされます。

3 遡求適用

未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている場合は、特例に切り替えればはじめから延滞税がないものとして猶予を受けることが可能とされます（既に延滞税を納付済みの場合は、その還付を受けることが可能）。

III 適用関係

前述したIの特例は、令和2年4月30日から2月を経過した日前に納付すべき国税について、令和2年4月30日から2月を経過する日までに申請がされた場合に適用できるとされます（臨時特例法附則2、臨時特例令2^①）。

おわりに

納税の猶予制度の特例制度のほかに、新型コロナウイルス感染症等の全国各地での拡大状況に鑑み、期限内に申告・納税することが困難な個人・法人において、すべての税目を対象として、個別に申告期限の延長も可能とされています。

この申告期限の延長に関する個別の申請を行う場合には、申告書を提出する際に、申告書及び納付書の余白又は摘要欄などに「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して下さい。別途、申請書等を作成して提出する必要はありません。なお、個別に申告期限を延長したときの申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日とされますので、留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。